

基金の管理方針について

伊丹市行財政審議会

本市における基金の現状について

基金とは、地方自治法 § 241①に基づき、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産を指します。

その種類は、地方財政法 § 4の3①及び § 7①の規定に基づく資金として財源調整及び財政需要に対処するための資金の積み立てや、ある特定の事業を実施するために積立てられる資金などがあります。

(単位:千円)

基金の種類		H25末残高	根拠法	基金設置目的
一般会計	1 財政調整基金	6,240,924	地方財政法 § 4の3②	財源調整及び財政需要に対処するため
	2 公債管理基金	634,198	地方財政法 § 4の3②	財源調整のうち公債の償還及び適正な管理に必要な財源の確保のため
	3 一般職員退職手当基金	799,706	地方自治法 § 241①	退職手当の支給財源の確保のため
	4 公共施設等整備保全基金	1,465,231	地方自治法 § 241①	本市及び一部事務組合が設置する公共施設等の整備及び保全財源の確保のため
	5 国際・平和基金	129,643	地方自治法 § 241①	国際交流と多文化共生の推進及び平和に貢献する地域社会の形成の推進のため
	6 みどり環境基金	127,536	地方自治法 § 241①	緑化の推進と自然環境の保全及び自然との共生のため
	7 健康福祉基金	323,864	地方自治法 § 241①	健康とともに支え合いながら暮らせる福祉社会の形成のため
	8 子育て支援基金	29,566	地方自治法 § 241①	安心して子育てが出来る環境整備及び子供の健全な育成のため
	9 にぎわい創出基金	176,068	地方自治法 § 241①	文化の振興、良好な景観づくり、地域経済の活性化等による、まちのにぎわいの創出のため
	10 教育振興基金	67,117	地方自治法 § 241①	教育及びスポーツの振興並びに文化財の保護のため
	11 安全安心まちづくり基金	-	地方自治法 § 241①	災害、犯罪及び交通事故その他の事故に係る安全対策の充実のため
	12 土地開発基金	100,364	地方自治法 § 241①	公用もしくは公共用に供する土地等の先行取得のため
小 計		10,094,217		
特別会計	1 介護給付費等準備基金	1,151,326	地方自治法 § 241①	保険給付及び地域支援事業に要する費用の財源確保のため
	2 交通災害等共済基金	41,435	地方自治法 § 241①	交通災害等共済事業の円滑な運営及び資金の安定のため
	3 災害共済基金	141,291	地方自治法 § 241①	災害共済事業の円滑な運営及び資金の安定のため
	4 中小企業勤労者福祉共済基金	9,866	地方自治法 § 241①	中小企業勤労者福祉共済事業の円滑な運営と資金の安定のため
	5 農業共済基金	13,892	農業災害補償法	不足金てん補準備金及び特別積立金の積立
小 計		1,357,810		
合 計		11,452,027		

※ 公共施設等整備保全基金の残高においては、国庫勘定分 668,246 千円を除く。

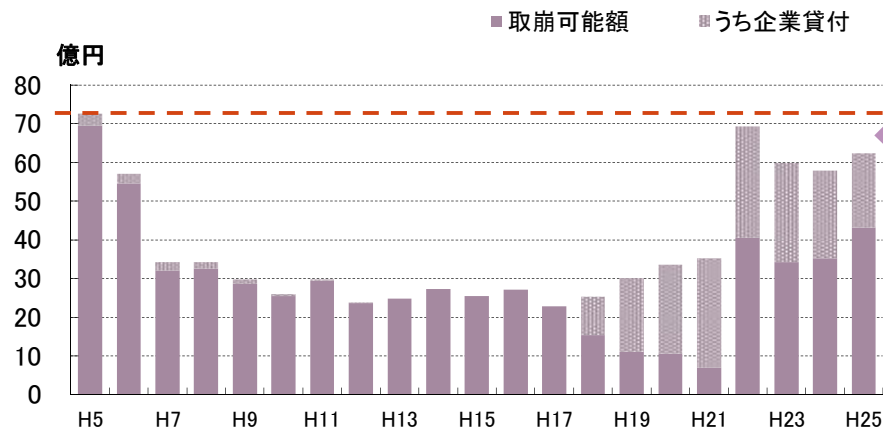
財源の年度間調整機能(財政調整基金・公債管理基金)及び将来の特定の費用であって、合理的・客観的にその金額を見積もることができるもの(一般職員退職手当基金・公共施設等整備保全基金)に対して計画的に資金を活用するためのルールを検討。

財政調整基金の管理方針について①

財政調整基金は、地方財政法 § 4の3①及び § 7①の規定に基づく資金として、年度間の財源調整及び財政需要に対処するための資金積立てのために設置された積立て基金です。

<基金の状況>

財政調整基金残高の推移



◇現・行財政プランにおける財政調整基金残高の目標

取組項目内容	目標値 (H27年度決算)
標準財政規模に対する財政調整基金の割合	10%以上
他会計への貸付を控除した実質的な基金残高	20億円以上

設定時 (H21年度決算)	H25年度決算
9.5%	16.2%
約7億円	約43億円

【目標設定の基本的な考え方】

○標準財政規模の10%

⇒かねてより国や県の指導や助言においても、財政基金残高は経験則上、標準財政規模の10%以上が望ましいとされてきたところであり、本市が調査した類似団体においても、同様の財政運営を行っていたため10%と設定。

○実質的な現金残高の目標値を20億円

⇒設定当時の平成21年度における本市の標準財政規模が約370億円であったことから、上記、標準財政規模10%の半分程度は現金で所有することが望ましいと考えたため20億円と設定。

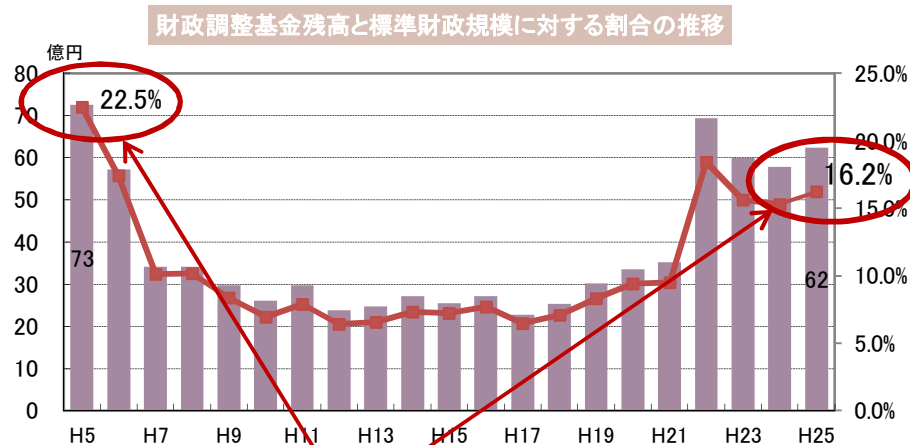
財政調整基金の残高については、現・行財政プランにおける目標値は達成できる見込み。

一方で、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する事態に備え、どの程度の資金を保有しておく必要があるかが重要な課題。

財政調整基金の管理方針について②

中長期の財政収支見通しによると、長期的には大きな財源不足が見込まれます。
財政調整基金の残高はこれまで経験則上10%程度が望ましいとしてきましたが、過去の震災による経験や他団体との比較を踏まえつつ、**将来を見据えた持続可能な行財政運営を行っていくための水準を定め、当該基金残高を確保する必要があります。**

<阪神・淡路大震災前の水準との比較>



財政調整基金残高に対する標準財政規模の割合は、他団体と比較するとおおよそ中位となっていますが、**過去に発生した阪神淡路大震災の経験を活かし、今後の不測の事態に備え、概ね震災前の水準を確保する必要があります。**

<他団体との比較>

	伊丹市	阪神間(平均)	類似団体(平均)	全国(平均)
財政調整基金残高(千円)	6,240,924	6,377,663	5,598,647	3,832,193
市民一人当たり(円)	31,000	29,101	27,691	36,569
標準財政規模に対する割合と順位	16.2%	13.8% (3/7)	13.2% (13/53)	16.1% (400/770)

※1 阪神各市、類似団体の各数値はH25年度決算における本市を除いた平均値

※2 算出していない団体は未回答のため含まず

※3 全国は、都道府県・東京23区・指定都市・町村を除く

伊丹市より上位の370団体の平均は
25.6%

【参考：阪神間の詳細】

	伊丹市	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市	川西市	三田市
標準財政規模(千円)	38,457,880	89,063,006	96,821,272	23,380,173	42,708,278	29,086,066	22,885,147
財政調整基金(千円)	6,240,924	3,727,345	17,994,549	7,047,866	5,493,842	835,744	3,166,633
標準財政規模に対する割合	16.2%	4.2%	18.6%	30.1%	12.9%	2.9%	13.8%

【今後の目標設定】

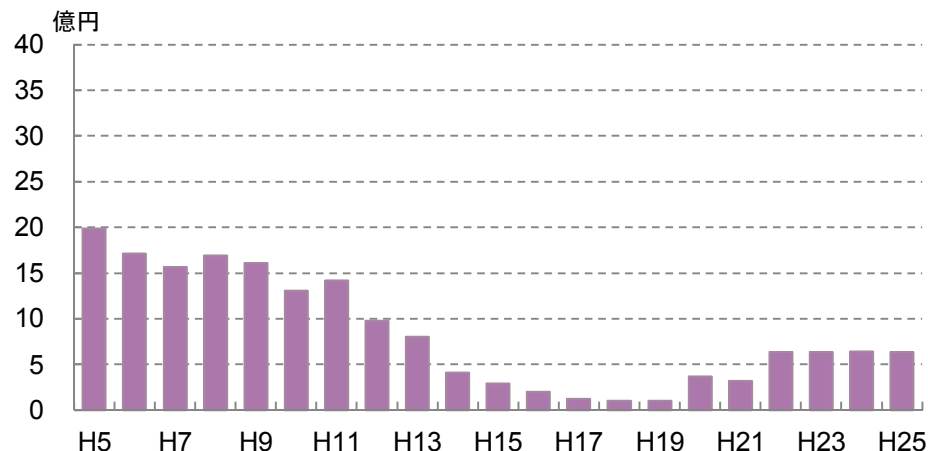
- 標準財政規模の20%を積み立て [H25年度末試算: $38,457,880 \text{ 千円} \times 20\% = 7,691,576 \text{ 千円}$]
⇒過去の不測の事態である阪神淡路大震災発生前の平成5年度における水準は22.5%。
- 決算剰余金の1/2を下らない額を目標額まで優先的に積み立て
⇒予測不能な事態に対応するため、年度間の最優先財源調整機能である財政調整基金を優先的に積み立て。

公債管理基金の管理方針について①

公債管理基金は、財政調整基金と同様、地方財政法 § 4 の 3 ① 及び § 7 ① の規定に基づく資金として、年度間の財源調整のうち、特に公債の償還及び適正な管理に必要な財源の確保するために設置された積立て基金です。

<基金の状況>

公債管理基金残高の推移



◇公債管理基金の処分目的◇

- ① 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において公債の償還の財源に充てるとき。
- ② 償還期限を繰り上げて行う公債の償還の財源に充てるとき。
- ③ 財源対策債等の特定の公債の償還のために積み立てた資金をもって当該公債の償還の財源に充てるとき。
- ④ 償還期限の満了に伴う公債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において公債の償還の財源に充てるとき。

【国からの通知による要請】

○減債基金への計画的な積立て

⇒将来の償還財源の計画的な確保、資金の流動性の向上、償還確実性に対する市場の信認の一層の向上等を図る観点から、各団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的な積立てを行われたいこと。

○満期一括償還地方債に係る積立ルールの標準化

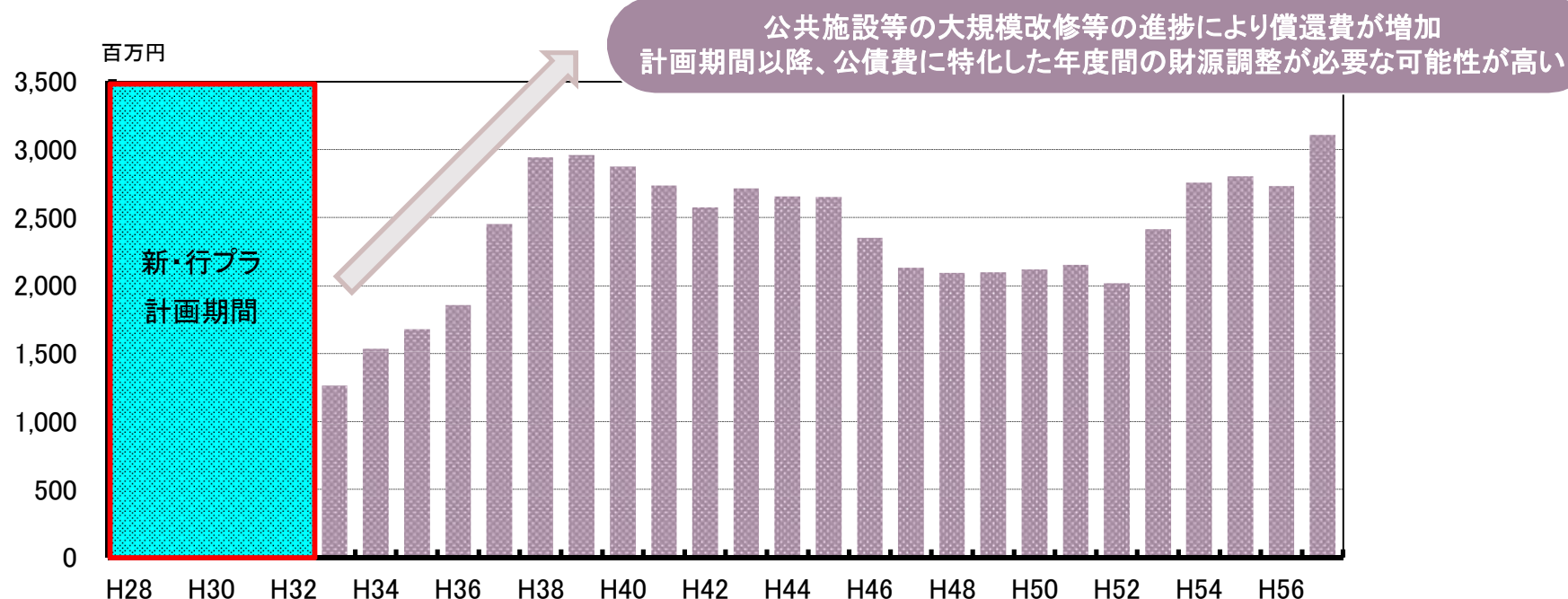
⇒満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1(3.3%)として設定していることを踏まえ、適切に対応されたいこと。

投資的経費(再配置計画推進分)の推進による公債費の増加により償還額が増加する等に伴う財源不足に備え、財政調整基金同様、今後の積み立て方法等について検討する必要がある。

公債管理基金の管理方針について②

今後、公共施設マネジメントの推進による公共施設等の大規模改修等の進捗により、投資的経費に係る市債の償還額の増加が懸念されることから、公債費に特化した年度間の財源調整が発生する可能性が高くなっています。

＜投資的経費(再配置計画推進分)に対する市債の償還額見込＞



【積み立て等のルール化】

○決算剰余金の1/2を継続的に積み立て

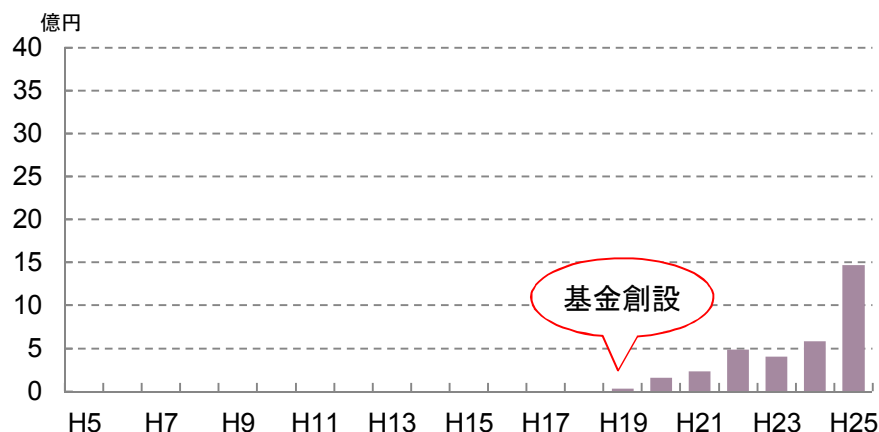
⇒公共施設等の大規模改修等の進捗による償還費が増加する見込みにある中で、計画期間以降、償還費に特化した財源の年度間調整が必要な可能性が高くなることから、将来世代との財源配分の均衡を図るため、決算剰余金の1/2を下回らない額について、財政調整基金の目標額を積み立てたのち、決算剰余金の1/2を下回らない額を公債管理基金に積み立てます。

公共施設等整備保全基金の管理方針について①

公共施設等整備保全基金は、地方自治法 § 241 ①に基づき、公共施設等の整備及び保全に要する資金を積み立てるために設置された積立て基金です。その性質は、企業会計における修繕引当金と同様の性質で、将来発生する一時的に多額が発生する費用の年度間の差を平準化するために資金を計画的に積み立て及び処分する資金として活用しています。

<基金の状況>

公共施設等整備保全基金残高の推移



◇現・行財政プランにおける 公共施設等整備保全基金の積み立て目標

取組項目内容	目標値 (H27年度決算)
公共施設等の整備及び保全に要する資金の積み立て	毎年度 1億5千万円以上

設定時 (H21年度決算)	H25年度決算
	8億7千9百万円 (各年度1億5千万円以上積み立て見込)

【目標設定の基本的な考え方】

○毎年度1億5千万円以上積み立てる

⇒全国の地方公共団体と同様に、今後は老朽化した施設の改修等を行う必要があることから、中長期的には投資的経費が増加する可能性を否定できないことを踏まえ、後年度負担に備えるため公共施設等整備保全基金に対し、毎年1億5000万円以上積み立てることを目標値と設定。

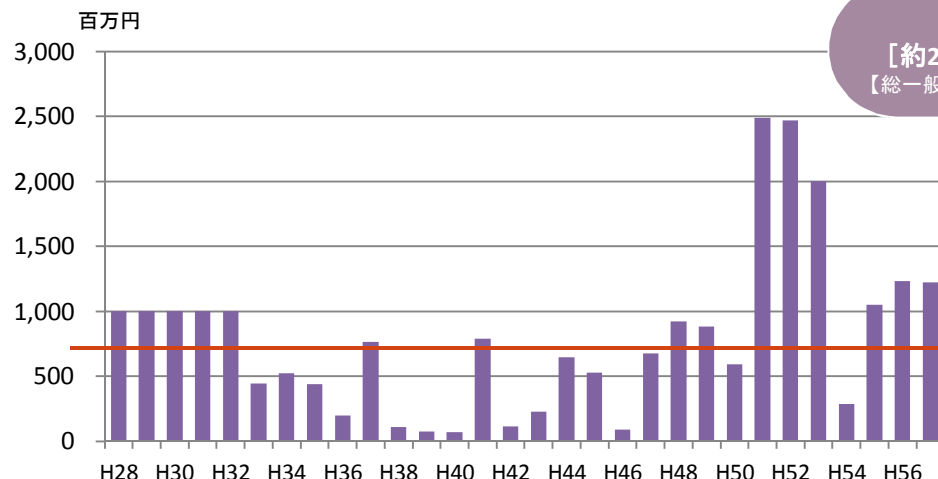
今後、公共施設マネジメントの推進による公共施設等の大規模改修等に要する経費の財源として、中長期的な財政運営上必要となってくることから、その積み立て、処分のルールについても検討が必要。

公共施設等整備保全基金の管理方針について②

公共施設マネジメントの推進による公共施設等の大規模改修等の進捗により、投資的経費の増加が懸念されることから、当該年度に発生する一般財源の平準化を図るため、公共施設等整備保全基金の積み立て、処分が必要となってきます。

<投資的経費(再配置計画推進分)の所要見込(財政規律勘案後)>

※庁舎分の建替えに要する経費除く



30年間の一般財源所要見込額 約225億円

[約291億円 - 約29億円 - 約23億円 - (約30億円 - 約16億円) = 約225億円]
【総一般財源 - 10%削減 - 庁舎一般財源 - 基金残高(H27末見込(庁舎・給食C除き)) = 所要見込額】

◇計画期間の処分額◇
約12.5億円

処分

約7.5億円

今後30年間にかかる
予想される経費の平均額

積立

※庁舎分としてH28年度～H34年度までの間毎年度1.5億円を引き続き積み立てる

【参考:基金の積み立て、処分例(庁舎・給食C積み立て、処分除く)】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
積立		906,072	540,253						304,636	226,027	310,921	553,490		642,744	672,636	677,959	
処分(△)		△ 12,697	△ 386,102	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000					△ 13,802				△ 40,348
残高	365,231	1,258,606	1,412,757	1,162,757	912,757	662,757	412,757	162,757	467,393	693,420	1,004,341	1,557,831	1,544,029	2,186,773	2,859,409	3,537,367	3,497,019

	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
積立	636,777	524,416	104,776	223,680	658,749	73,409			157,174				464,819			
処分(△)							△ 172,165	△ 135,360		△ 1,740,947	△ 1,720,599	△ 1,250,980		△ 299,632	△ 483,721	△ 472,926
残高	4,133,796	4,658,212	4,762,988	4,986,669	5,645,417	5,718,826	5,546,661	5,411,301	5,568,475	3,827,527	2,106,928	855,948	1,320,767	1,021,135	537,414	64,488

【積み立て等のルール化】

○30年間の費用見込みの平均値を基準に積み立て処分する

⇒費用の平準化を図るため平均値7.5億円より下回る場合は積み立て、上回る場合は取り崩す(処分する)。

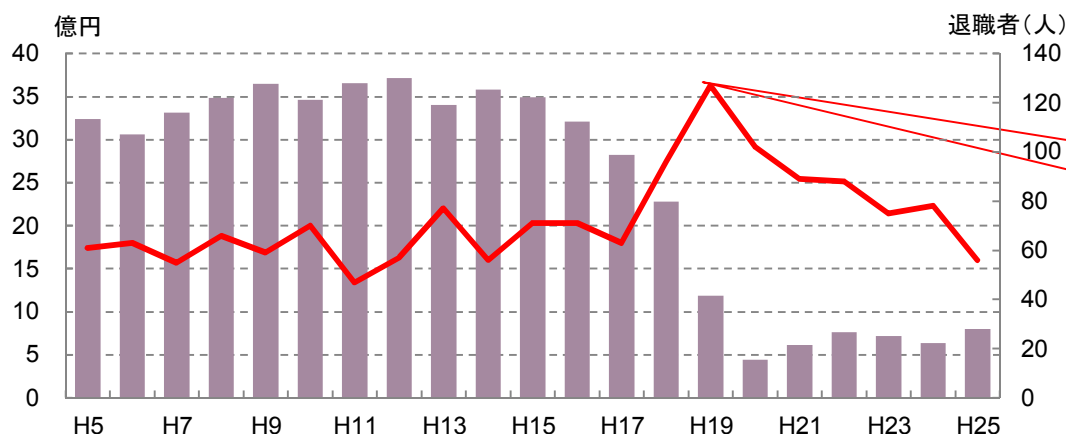
○庁舎分として上記ルールとは別に、毎年度1.5億円は引き続き積み立てる(H28～H34年度まで)。

一般職員退職手当基金の管理方針について①

一般職員退職手当基金は、地方自治法 § 241 ①に基づき、職員の退職手当の支給に要する資金を積み立てるために設置された積立基金です。その性質は、企業会計における退職給付引当金と同様の性質で、定年退職など将来の発生予見可能性が高く一時的に多額の費用が発生すると見込まれる退職手当について年度間の差を平準化するために資金を計画的に積み立て及び処分する資金として活用しています。

<基金の状況>

一般職員退職手当基金残高と退職者の推移



H19年度の大量退職の際に
約12.7億円を取り崩し
財政運営に寄与

【これまでの積み立ての考え方】

○毎年度の市税及び普通交付税の5/1,000に相当する額を下らない額を積み立て

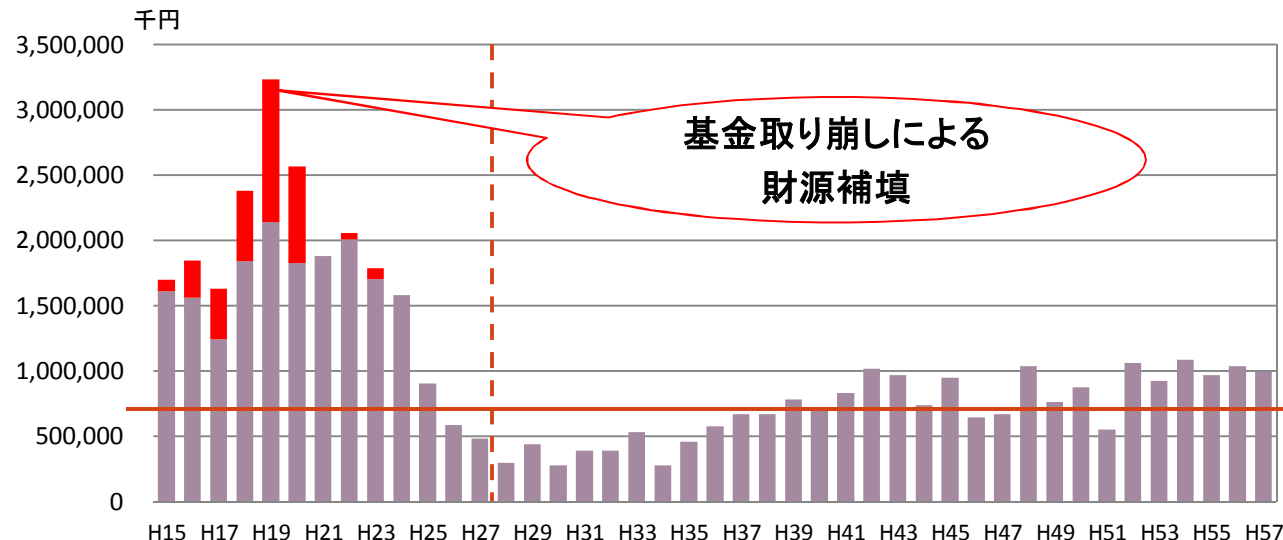
⇒これまで、H19年度の大量退職に備え前年度における市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税)及び普通交付税の歳入決算額の5/1,000に相当する額をくだらない額を計画的に積み立てていました。また、H26年度からは、大量退職のピークを過ぎたことから、当該ルールを見直し、毎年度の積み立てを一定やめ、今後のあり方について検討に入ったところ。

一般職員退職手当基金については、若手職員が増加するなかで、将来的に大量退職が見込まれる額を踏まえ、今後の積み立て、処分のルール化を図ることが必要。

一般職員退職手当基金の管理方針について②

中長期の財政収支見通しに基づくと、職員の定年退職にかかる経費は以下のとおりとなっており、後年度以降、増加することが見込まれていることから、計画的な積み立て処分による費用の平準化が必要。

＜これまでの退職手当と今後の退職手当見込額＞



30年間の一般財源所要見込額 約208億円
 (約216億円 - 約8億円 = 約208億円)
 【総一般財源 - 基金残高(H27末見込) = 所要見込額】

◇計画期間の積立額◇
 約17億円

処分

積立

約7億円

今後30年間にかけると
 予想される経費の平均額
 ※H27末基金残高の活用含む

【参考: 基金の積み立て、処分例】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
積立		2,072	1,844	399,570	260,910	422,680	307,130	307,130	168,470	422,680	237,800	122,250	29,810	29,810			
処分(△)															△ 85,740	△ 16,410	△ 131,960
残高	799,706	801,778	803,622	1,203,192	1,464,102	1,886,782	2,193,912	2,501,042	2,669,512	3,092,192	3,329,992	3,452,242	3,482,052	3,511,862	3,426,122	3,409,712	3,277,752

	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
積立					52,920	29,810				145,360						
処分(△)	△ 316,840	△ 270,620	△ 39,520	△ 247,510			△ 339,950	△ 62,630	△ 178,180		△ 363,060	△ 224,400	△ 386,170	△ 270,620	△ 339,950	△ 293,730
残高	2,960,912	2,690,292	2,650,772	2,403,262	2,456,182	2,485,992	2,146,042	2,083,412	1,905,232	2,050,592	1,687,532	1,463,132	1,076,962	806,342	466,392	172,662

【積み立て等のルール化】

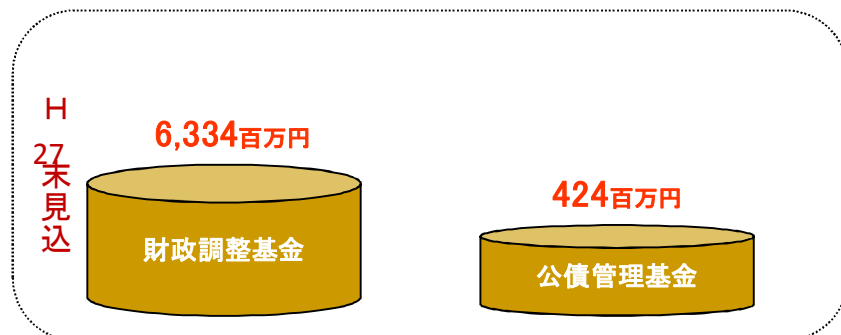
○30年間の費用見込みの平均値を基準に積み立て処分する。

⇒費用の平準化を図るため平均値7億円より下回る場合は積み立て、上回る場合は取り崩す。

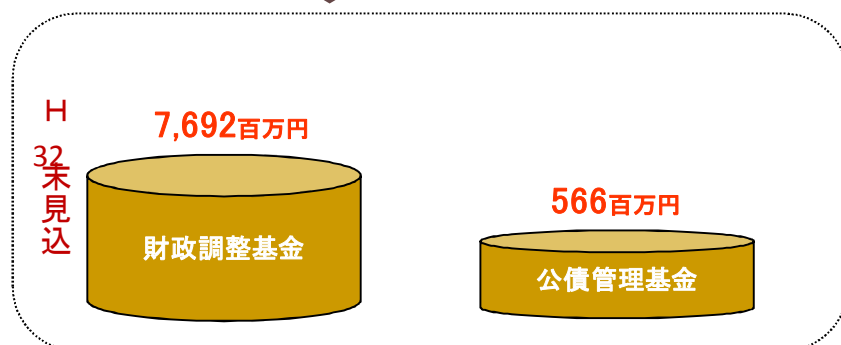
⇒ただし、普通退職等による退職手当が発生した場合は財源として取り崩す。

(参考) 4基金の残高見込額

＜地方財政法に基づく年度間の財源調整基金＞
不測の財源不足等に備え、
年度間の財源調整機能を図るもの

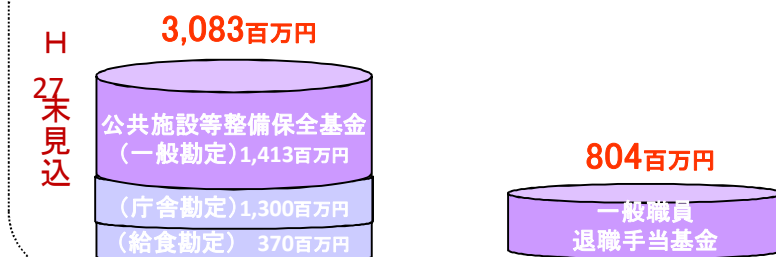


決算剰余金の1/2を下らない額
毎年度3億円と仮定
合計15億円以上を積み立て



＜地方自治法に基づく特定目的のための基金＞
将来費用の平準化を目的とし、
年度間の財源調整機能を図るもの

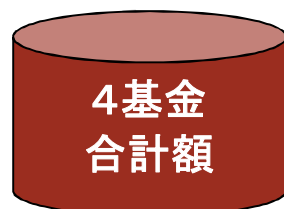
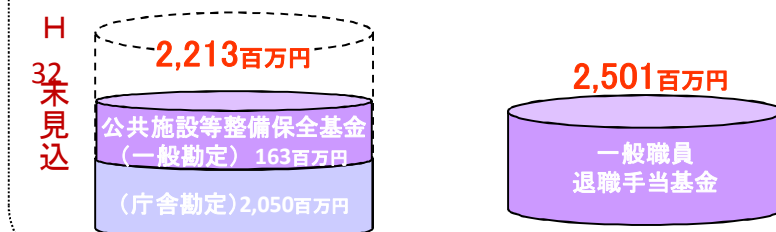
現在の財源を全て活用し費用の平準化を図る



費用の平準化のため
一定額の水準を定め
積み立て、処分

※公共施設マネジメントの進捗により変動

※退職者数の増減により変動



基金残高見込額
約 130億円